

西予市農業委員会 令和8年7月定例総会 議事録

1. 開催日時 令和8年7月23日（木）午後1時30分

2. 開催場所 西予市役所 5階 大会議室

3. 出席委員 35名（1～19番：農業委員、20～38番：農地利用最適化推進委員）

議席	氏 名	出席	欠席	議席	氏 名	出席	欠席	議席	氏 名	出席	欠席
1 番	中村 吉年	○		2 番	和氣 公三	○		3 番	宇都宮文隆		○
4 番	土居 賢一	○		5 番	菊池 茂守	○		6 番	大久保 卓	○	
7 番	大塚 好宏	○		8 番	大塚 康倫	○		9 番	小笠原 優	○	
10 番	兵頭 曉彦	○		11 番	高橋 真也	○		12 番	河野 宗利	○	
13 番	楠 義博	○		14 番	重原あゆみ	○		15 番	水口 宏文	○	
16 番	岡山 圭太	○		17 番	角藤 博文	○		18 番	堀内 昭利	○	
19 番	泉原 猛男	○		20 番	西井 敏文	○		21 番	和氣 右記	○	
22 番	瀧野 清美	○		23 番	芝 幹夫		○	24 番	三瀬 清隆	○	
25 番	水野 久利	○		26 番	矢野 数也	○		27 番	佐竹 誠二	○	
28 番	藤本 敦	○		29 番	岩本 哲也	○		30 番	三好 輝夫		○
31 番	橋本 保徳	○		32 番	鈴木久仁翁	○		33 番	久重 儀之	○	
34 番	石山 高男	○		35 番	梅川 俊一	○		36 番	宇都宮 聡	○	
37 番	井上 明宏	○		38 番	松本 修一	○					

4. 欠席委員 3名 3 番 宇都宮 文隆 23 番 芝 幹夫 30 番 三好 輝夫

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第23号 西予農業振興地域整備計画の変更について
- 日程第4 報告第24号 農地現況証明（農業用施設用地）について
- 日程第5 報告第25号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消しについて
- 日程第6 報告第26号 農地所有適格法人の要件確認について
- 日程第7 議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第8 議案第30号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第9 議案第31号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第10 議案第32号 農用地利用集積等促進計画（案）について

6. 出席した事務局職員

事務局長 亀岡 敦志 事務局次長 木崎 真近
農地係長 井上 誠教 農地係主任 二宮 裕一

7. 会議の概要

亀岡局長	ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。 ただいまから令和8年7月の定例総会を開会いたします。それでは、開会にあたりまして中村会長があいさつを申し上げます。
中村会長	皆さん、こんにちは。梅雨が明けた途端、日照りが続いております。今後、雨不足も懸念されるところですが、海岸部の柑橘園地では今のところ水は確保できているとのこととでまだ大きな心配には至っておりません。また、熱中症により作業中に亡くなられた方がおられるとのことですので、十分注意して農作業にあたっていただきたいと思います。 本日は、報告事項が4件、議案が4件となっております。慎重審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。
亀岡局長	それでは、議事に移ります。議事進行は規則によりまして中村会長が務めます。
中村会長	議事に入るまでに、議案書4ページ、議案第29号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号3番につきましては、取り下げられましたので報告します。
中村会長	本日の出席委員は、農業委員19名中18名、農地利用最適化推進委員19名中17名で定足数に達しており、総会は成立しています。なお、3番 宇都宮委員、23番 芝委員から欠席の届出が、また30番 三好委員から遅れる旨の届出がありましたので報告します。
中村会長	次に、日程第1「議事録署名委員の指名について」議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。 (異議なし)
中村会長	異議なしと認めます。 それでは、19番 泉原委員、33番 久重委員のお二人にお願いします。
中村会長	次に、日程第2「会期の決定について」を議題といたします。 会期は本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (異議なし)
中村会長	異議なしと認めます。 よって、会期は本日1日間と決定しました。
中村会長	次に、日程第3、報告第23号「西予農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
井上係長	議案書の2ページをご覧ください。西予農業振興地域整備計画の変更は1件で、農用地区域からの除外です。除外面積は畑444㎡となっています。以上で「西予農業振興地域整備計画の変更について」報告を終わります。
中村会長	次に、日程第4、報告第24号「農地現況証明（農業用施設用地）について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
井上係長	議案書の2ページをご覧ください。整理番号1番、申請人、長崎県長崎市、●●●●か

	ら提出のあった証明願いは、農業委員 3 番 宇都宮委員の確認の印鑑もございましたので、記載しています日付をもって証明書を発行いたしました。今回の証明書発行によりまして、法務局への地目変更登記が可能となります。以上で「農地現況証明（農業用施設用地）について」報告を終わります。
中村会長	次に、日程第 5、報告第 25 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可の取消しについて」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
井上係長	議案書の 2 ページをご覧ください。農地法第 5 条第 1 項の規定による許可の取消しは 1 件で、取消の理由は、隣接地の所有者と建物配置等についての話が折り合わなかったため、許可を取り消すものです。以上で「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可の取消しについて」報告を終わります。
中村会長	次に、日程第 6、報告第 26 号「農地所有適格法人の要件確認について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
二宮主任	議案書の 3 ページをご覧ください。農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の報告は 5 件で、「有限会社●●●●」「●●●●有限会社」「農事組合法人●●●●」「有限会社●●●●」「●●●●株式会社」から事業状況の報告がありました。なお、農地所有適格法人として要件を満たしているか否かについては、要件確認書のとおり満たすことを確認いたしました。以上で「農地所有適格法人の要件確認について」報告を終わります。
中村会長	次に、日程第 7、議案第 29 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」3 番を除く 3 件を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。
二宮主任	議案書の 4 ページをご覧ください。案件は 3 件で、権利別では、所有権移転の贈与が 2 件、売買が 1 件です。なお、法第 3 条第 2 項各号の判断については、別添調査書の 1 ページから 3 ページにあるとおり、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で、議案の提案説明を終わります。
中村会長	ただいまの説明に関連して、地区担当推進委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。1 番、2 番をお願いします。
28 番藤本委員	整理番号 1 番の案件につきまして、28 番藤本が報告します。 譲渡人と譲受人は親戚であり、今回の申請地は 18 年間譲受人が利用権設定して耕作をしておりました。このたび、譲渡人が農地を処分したいとのことで、譲受人が申請地を取得する運びになりました。7 月 18 日、中村農業委員と譲受人立会いの下、現地調査を行いました。申請地は農地として耕作されていることを確認しました。譲受人は市外在住ですが、4 ヘクタールほど耕作しており、申請地も整備され、許可要件をすべて満たしています。また、周辺農地及び地域営農への影響はないと思います。以上です。
28 番藤本委員	整理番号 2 番の案件につきまして、28 番藤本が報告します。 申請地は、今まで譲渡人の親戚が管理していました。譲受人の自宅に近いこともあり、管理していた譲渡人の親戚の紹介で申請地を取得することになりました。7 月 18 日、中村農業委員と現地調査を行いました。申請地は荒れてはいませんが、現在は作付けされていない状況です。譲受人に確認したところ、許可申請が下り次第、野菜畑として管理する

	予定とのことです。許可要件をすべて満たしており、周辺農地及び地域営農への影響はないと思います。以上です。
中村会長	4番をお願いします。
31 番橋本委員	整理番号4番の案件につきまして、31番橋本が報告します。 当案件につきましては、7月18日に大塚農業委員と現地確認を行いました。譲受人は、隣接する空き家と一緒に、家庭菜園用地として新規に農地を取得したいということです。申請地は裸地であり、いつでも作付けできる状態であることを確認しました。取得後においては、農地として利用すること、面積に合った機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題ないことから許可要件をすべて満たしています。譲受人は、営農計画書を作成しており、周辺農地及び地域営農への影響はないと思います。
中村会長	現地の状況につきましては、地区担当推進委員から報告がありました。 ただいまの地区担当推進委員からの報告に関しまして、農業委員から補足説明等がありましたら、報告をお願いいたします。 (補足説明なし)
中村会長	特に補足説明等がありませんので、これより質疑に移ります。 ただいまの事務局の説明や地区担当推進委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
中村会長	質疑がなければ以上で質疑を終結といたします。 お諮りいたします。議案第29号「農地法第3条の規定による許可申請について」原案のとおり許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
中村会長	全員賛成と認めます。 よって、議案第29号は原案のとおり許可することに決定しました。
中村会長	次に、日程第8、議案第30号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。
井上係長	議案書の5ページをご覧ください。今月の農地法第4条第1項の規定による申請は1件です。転用場所は野村町野村の田と畑、計3筆、面積283㎡で、転用目的は住宅敷地です。農地区分は、都市計画法の用途地域内の農地のため第3種農地と判断し、原則転用許可に該当すると考えます。その他の要件につきましては、別添意見書4ページにあるとおり許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の提案説明を終わります。
中村会長	ただいまの説明に関連して、農業委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。1番をお願いします。

15 番水口委員	整理番号 1 番の案件について、15 番水口が報告します。 7 月 14 日に現地確認を行いました。申請地に隣接する宅地に住宅が建っております。その住宅を取り巻くようにあるのが今回の申請地であります。当地は、昭和 45 年頃に農地法の許可が必要なことを知らずに住宅敷地として造成しておりました。現地は既に倉庫及び駐車場が整備されていますが、周辺の農地や営農に支障はないものと思われます。無許可造成に対する始末書も提出されていることを確認しています。
中村会長	現地の状況につきましては、農業委員から報告がありました。 ただいまの農業委員からの報告に関しまして、地区担当推進委員から補足説明等がありましたら、報告をお願いいたします。 (補足説明なし)
中村会長	特に補足説明等がありませんので、これより質疑に移ります。 ただいまの事務局の説明や農業委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
中村会長	質疑もないようですので質疑を終結とし、議案第 30 号整理番号 1 番を許可相当とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
中村会長	全員賛成と認めます。 よって、議案第 30 号を許可相当として、意見を付して県知事へ送付することに決定しました。
中村会長	次に、日程第 9、議案第 31 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。
井上係長	議案書の 5 ページをご覧ください。今月の農地法第 5 条第 1 項の規定による申請は 3 件です。 はじめに、整理番号 1 番は、所有権移転の売買で、転用場所は宇和町下松葉の田、1 筆、面積 271 m²で、転用目的は自己住宅です。農地区分は、都市計画法の用途地域内の農地のため第 3 種農地と判断し、原則転用許可に該当すると考えます。 次に、整理番号 2 番は、所有権移転の売買で、転用場所は宇和町下松葉の田、1 筆、面積 337 m²で、転用目的は自己住宅です。農地区分は、都市計画法の用途地域内の農地のため第 3 種農地と判断し、原則転用許可に該当すると考えます。 最後に、整理番号 3 番は、使用貸借権の設定で、転用場所は宇和町皆田の畑、2 筆、合計面積 292 m²で、転用目的は二世帯住宅です。農地区分は、10ha 以上の連坦した農地の広がりがないため第 2 種農地と判断し、農地法施行規則第 33 条第 1 項第 4 号の例外許可事由の集落接続に該当すると考えます。その他の要件につきましては、別添意見書 5 ページから 7 ページにあるとおり、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の提案説明を終わります。

中村会長	ただいまの説明に関連して、農業委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。1番、2番をお願いします。
7番大塚委員	整理番号1番を7番大塚が報告します 譲受人は、現在借家住まいをしておりますが、子供の成長に伴い手狭となったため、早急に住宅を建築したいとのことで今回の申請に至りました。南側に農地がありますが、敷地内を整地することで土砂流出を防止できるため、周辺への影響はないものと思われます。
7番大塚委員	続けて、整理番号2番を7番大塚が報告します。 譲受人は現在借家住まいをしておりますが、駐車場や収納が不足していることから今回の申請となりました。敷地内を適切に整地するとのことで、土砂流出は防止可能であり、周辺への影響はないものと思われます。
中村会長	3番をお願いします。
10番兵頭委員	整理番号3番を10番兵頭が報告します。7月17日に現地確認を行いました。申請人家族と長男家族の二世帯で居住していた住宅が火災により焼失したため、新たに二世帯住宅を再築することになりました。約30年前に申請人が無許可で倉庫・車庫を建築していたことが判明したため、併せて許可申請を行うことになりました。周辺農業への支障はなく、始末書も提出されていることを確認しております。
中村会長	現地の状況につきましては、農業委員から報告がありました。 ただいまの農業委員からの報告に関しまして、地区担当推進委員から補足説明等がありましたら、報告をお願いいたします。 (補足説明なし)
中村会長	特に補足説明等がありませんので、これより質疑に移ります。 ただいまの事務局の説明や農業委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
中村会長	質疑もないようですので質疑を終結とし、議案第31号整理番号1番から3番を許可相当とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
中村会長	全員賛成と認めます。 よって、議案第31号を許可相当として、意見を付して県知事へ送付することに決定しました。
中村会長	次に、日程第10、議案第32号は14番重原委員が農業委員会法第31条、議事参与の制限にあたりますので退席をお願いします。関係議案の審査終了後に入室・着席をしていただきます。

	《 14 番 重原委員 退席 》
中村会長	それでは、日程第 10、議案第 32 号「農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。
木崎次長	議案書の 6 ページをご覧ください。西予市長より令和 8 年 7 月 8 日付けで農用地利用集積等促進計画（案）について意見を求められています。 7 ページ、今月の農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による案件は、9 件でございます。中間管理機構への利用権の新規設定が 7 件、設定をする者が 7 名、設定を受ける者が 7 名、うち地域計画内の案件が 6 件でございます。利用権設定面積は 22,997 m²、筆数が 27 筆です。 また、所有権の移転は 2 件で、移転をする者は、東京都、菊池みどりほか 1 名、所有権の移転を受ける者は、松山市、えひめ農林漁業振興機構です。所有権移転面積は合計 7,614 m²、筆数は 17 筆で、移転の時期を令和 8 年 10 月 1 日、受け手への最終登記予定日を 11 月 1 日に想定しております。対価はそれぞれ記載しておりますとおりで、機構が農地を買い受けた後、備考に記載しております地域の担い手へ売り渡される見込みです。 以上の計画内容は、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で提案説明を終わります。
中村会長	事務局の提案説明が終わりましたので、これより質疑に移ります。質疑はございませんか。 （質疑なし）
中村会長	質疑もないようですので、質疑を終結といたします。 お諮りいたします。議案第 32 号を原案のとおり異議ない旨意見することに賛成する農業委員の挙手を求めます。 （全員挙手）
中村会長	全員賛成と認めます。 よって、議案 32 号は、原案のとおり異議ない旨を西予市長へ意見することに決定しました。 《 14 番 重原委員 着席 》
中村会長	以上をもちまして、本日の定例総会を終了といたします。 次回の定例総会は、8 月 24 日月曜日の午後 1 時 30 分から、当会議室で行います。
亀岡局長	ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。 午後 1 時 57 分閉会

議事録署名委員

会 長

19 番 委 員

33 番 委 員